

平成30年度（2018年度）—第34期—

社会福祉法人 障友会 事業報告書

（はじめに）

利用者の皆さんの高齢化が進んでいます。このことは必然的に利用者一人ひとりの心身機能の低下を余儀なくさせ、身体介護やADL（日常生活動作）介助の必要性を否応なく高めています。同時に既往の慢性疾患の進行や新たな病気の罹患を含めて多様な医療ニーズが拡大深化しその対応を強く求められてもいます。この傾向は特にグループホームの入居利用者に著しく（入居当初から年齢の高い人が多い）、今後のホームでの暮らしのあり方、生活支援のあり方、さらには適切な医療等の提供のあり方等、どのホームにおいても大きな課題になってきました。

そのためか、国は平成30年度から「日中サービス支援型」という新たな類型のグループホームを制度化し、入居者が日中もホームで過ごせるようにしました。又、これまでは医療法に基づく病院・病棟として長くその役割を担ってきた医療型（長期）医療施設を介護保険施設（介護医療院）に転換する取り組みもはじめています。利用者の生活の質を高めるための環境整備を行い必要な医療だけではなく適切な身体介護や生活介助をも提供できるようにすることが施設転換の目的とされています。30年度以降6年間で転換を完結させるとのことです。

厚生労働省の報告によれば、日中サービス支援型グループホームは30年10月現在、全国（22都道府県）で45事業所（ホーム）532人の利用。介護医療院への転換済み医療施設は同年12月末現在で113施設、7414床とのことです。

障害のある人達の老後をどのような施策、制度で支えてゆくのか。わが国障害者福祉の喫緊で重要なテーマです。そしてこの大きなテーマは、当然当法人にとっての眼前のさけて通ることのできない課題でもあります。

一方で我が国の社会福祉にとっては未曾有の事態がおこっています。周知の人手不足です。慢性的な少子状態に加え、社会福祉労働への若者の忌避的な現象なのでしょう。近年の人手不足は特に顕著です。

人の手によらねば実現しない人への支援であり社会福祉の現場です。その人の手を適切に求めることができないという大変深刻な矛盾がもはや常態化しているのです。

30年度は当法人にとっても厳しい事態でした。それは又、2019年度にむけても続く見通しです。今後の必要な事業の取組さえ及び腰にならざるをえません。どのように対応してゆけばよいのか。頭をかかえる日々です。

9月、久しく経験しなかった大型台風が大阪を縦断しました。「台風は大阪を避けてゆく」とのいわれのないジンクス(?)に高をくくっていたわけではありませんが21号の被害は広範囲で甚大な結果になりました。

当法人の各事業所においても多様な被害、損害をこうむりました。幸い人身への被害は皆無で建物関係と自動車の破損（飛来物が当って）だけですんでいます。

堺市内の地域によっては長時間の断水や停電も発生しました。利用者の中にはパニックや極度の不安状態を示された人もおられたようです。今後の法人の防災対策等にあらたな課題が確認されたこと

るです。

21号の余波は当法人の事業計画の進捗にも大きな影響を与えました。旧ショートステイうてなのグループホームへの転用改修工事に関してです。大阪府内の大半の建設業者が広範囲な府民の家屋等の修繕、修復等を優先せざるをえず、当法人への対応が後手になってしまったことです。そしてそれは長期間に及び、入札参加業者の募集段階にして不調（参加希望業者数が足りない）で、又最終的には工事の着工そのものが年度をこえて31年度まで遅延してしまいましたことです。あらたなグループホームを必要とされる利用者やご家族には大変申し訳ない状況です。

2件の利用者への職員による不適切な言動事案が発生、発覚しました（6月、2月）。そのうちの1件については不適切というよりはまさに非違行為そのもので犯罪的なふるまいでした。法人の責任も含めて法人内外からの厳しい指弾を受けました。

被害を受けられた利用者のご家族にはまことに申し訳なく言葉ありません。あらためて衷心よりおわび申し上げる次第です。

「虐待」。どうすれば根絶できるのか。長年の様々なとりくみによっても解答を見出せません。事前に虐待の芽を摘みつづけると共に、これまでの事例をしっかりと分析、検証してともかくも強い決意をもって不断にとり組みを積み重ねてゆくほかありません。2019年度も最重要課題としなければなりません。

国が主導する労働者の「働き方改革」の波が当法人にも打ち寄せてきました。その関連の動きでしょうか、7月と11月に国の労働部門（大阪労働局と労働基準監督署）がそれぞれ指導と調査のため初めて当法人を訪れました。

今般の働き方改革関連法の評価は様々ですが、その大部分については支持できる内容です。明らかに働く者の側に立った諸施策であると考えます。

とはいえ、この法制度があらたに求める働き方のイメージと現実のわが国の労働者の労働実態の間には大きな乖離があると認めざるをえません。私たちの社会福祉現場においてもそれは明らかです。当法人も大半の一般企業等と同様、対応に苦慮しているところです。

今日、私たちの社会福祉現場に強く求められる「よりよい支援」のとり組みに対して、働き方改革の風は明らかに強い向かい風になっています。

職員の「よりよい支援」の営みと、その職員にとっての「よりよい働き方」は本来同じ方向にあるべきものですが、しかし、現実のわが国の社会福祉現場にあっては残念ながらそれらは決して相入れず、むしろ両者の間に対立さえ引き起こしかねない実情です。

原因は明らかです。容易に改善されない職員の配置基準。職員の非常勤化、非専門職化の流れ。加えての圧倒的な人材不足。この状況下、職員の働き方改革の実行は場合によっては支援の劣化につながりかねません。

そうあるべき職員の働き方。他方、そうすべき利用者へのあるべき支援。社会福祉現場の思い切った改善なくして両者は並存できません。

今、わが国の社会福祉現場はおしなべて困惑の極みにある、と言う他ありません。

以下、平成30年度の法人ならびに各施設・事業の事業報告です。

1. 理事会の開催

1) 平成 30 年度 第 1 回 (通算第 156 回) 理事会

平成 30 年 5 月 29 日 (火)

(主な案件)

- ① 平成 29 年度 法人, 施設・事業の事業報告(案)について
法人, 施設・事業の収支決算報告(案)について
- ② 平成 29 年度 法人, 施設・事業の収支決算における社会福祉充実残額の算定と定時評議会への付議について
- ③ わららか草部の空調設備の更新整備の実施について
- ④ 地域公益活動の実施について
- ⑤ 障害者総合支援法の一部改正による新事業、自立生活援助事業への取り組みについて
- ⑥ 運営規程の改正(案)について
- ⑦ 平成 29 年度の事業報告、収支決算、社会福祉充実残額の算定等に関する平成 30 年度定時評議会の招集について
- ⑧ その他の審議事項、報告事項について
 - ・ 法人虐待防止委員会の開催にについて (4 月 11 日一報告)
 - ・ 後援会総会の開催について(5 月 26 日一報告)
 - ・ スプリンクラーの設置工事の完了について (府営住宅 4 ホーム一報告)
 - ・ 新ショートステイうてなの竣工披露について
 - ・ その他

2) 平成 30 年度 第 2 回 (通算第 157 回) 理事会

平成 30 年 6 月 12 日 (火)

(主な案件)

- ① 「ケアスペースつむぎ」における利用者への身体的及び性的虐待が疑われる事案の発生と今後の対応について
- ② 平成 29 年度決算における社会福祉充実残額の算定結果と今後の対応について
- ③ その他の審議事項、報告事項について
 - ・ 定款変更の完了について
 - ・ 平成 29 年度決算における法人資産の登記の完了について
 - ・ その他

3) 平成 30 年度 第 3 回 (通算第 158 回) 理事会 — 緊急理事会

平成 30 年 8 月 2 日 (木) — 電話による緊急招集

(主な案件)

- ① 「ケアスペースつむぎ」における利用者への身体的、性的虐待事案に対する法人としての対応について
- ② 本事案の公表(至心 No173 — 平成 30 年 7 月 25 日発行)に伴うマスコミ等の報道への対応について

4) 平成30年度 第4回(通算第159回)理事会 決議を省略する理事会

理事会の決議があったとみなされた日 - 平成30年9月26日

(主な案件)

- ① 新ショートステイうてなの登記の完了と定款の変更について
- ② 旧ショートステイうてなのグループホームへの転用改修工事の実施について
- ③ 旧ショートステイうてなのグループホームへの転用改修工事に関する実施設計、監理業者の選定について
- ④ 旧ショートステイうてなのグループホームへの転用改修工事に関する実施設計、監理業者との業務請負契約の統括について
- ⑤ 定款変更の実施にかかる評議員会の決議の省略について

5) 平成30年度 第5回(通算第160回)理事会

平成30年10月22日(月)

(主な案件)

- ① 旧ショートステイうてなのグループホームへの転用改修工事の実施に関し
 - ・ 入札参加業者の資格審査について
 - ・ 入札参加業者の選定について
 - ・ 現場説明事項の決定について
 - ・ 予定価格及び最低利限価格の決定について
 - ・ 入札立会者の決定について
 - ・ 旧ショートステイうてなエリアのわららか草部エリアからの分筆について
- ② 新ショートステイうてなの登記、定款変更について
- ③ 諸規程、諸規則の改正及び創設について
 - ・ 利用者預り金管理規程(改正)
 - ・ 経理規程(改正と施行細則の創設)
 - ・ 育児休業規程、介護休業規程(改正)
 - ・ 母性健康管理の措置に関する規程(改正)
 - ・ 就業規則、非常勤職員就業規則(改正)
 - ・ 懲戒処分の基準に関する規程
 - ・ 懲罰委員会設置規程
 - ・ 公益通報者の保護に関する規程

} (創設)

- ・ 運営規程(改正) — (くるみの樹、ケアスペースつむぎ、障害者地域生活支援センターうてな)
- ④ 新評議員の推薦について
- ⑤ 苦情解決第三者委員の選任について
- ⑥ 法人本部拠点区分の第2次補正予算の編成について
- ⑦ 虐待事案に対する法人としての今後の対応について
- ⑧ その他の審議事項、報告事項について
 - ・ わららか草部の大規模修繕、平成30年度国庫補助不交付決定と今後の方針について
 - ・ 日本財団送迎車輛助成申請について
 - ・ 各事業所の送迎車両等更新の実施について

- ・業務執行理事からのこの間の業務報告について
- ・堺市の指導監査の実施について
- ・時間給制非常勤職員の時間給単価の改訂について（10月1日～）
- ・平成30年度定例法人虐待防止委員会の開催について
- ・台風21号による被害状況等の報告について
- ・その他

6) 平成30年度第6回（通常第161回）理事会 — 決議を省略する理事会

理事会の決議があったとみなされた日 - 平成30年12月29日

（主な案件）

- ① 旧ショートステイうてなのグループホームへの転用改修工事に関する工事請負契約の締結について
- ② 旧ショートステイうてなのグループホームへの転用改修工事の着工期日について
- ③ 旧ショートステイうてなのグループホームへの転用改修工事の実施にかかる補正予算の編成について

7) 平成30年度第7回（通常第162回）理事会

平成31年3月5日（火）

（主な案件）

- ① 平成30年度第6回（通常第161回）理事会—決議を省略する理事会 — の報告について
- ② 平成30年度、法人・施設の最終収支補正予算(案)について
- ③ 平成31年度、法人・施設の事業計画(案)について
法人・施設の収支予算(案)について
- ④ 諸規程、諸規則の改正(案)について
 - ・就業規則、非常勤職員就業規則の一部改正(案)について
 - ・給与規程、非常勤職員給与規程の一部改正(案)について
 - ・経理規程の一部改正(案)について
 - ・情報公開規程の一部改正(案)について
 - ・母性健康管理の措置に関する規程の一部改正(案)について
 - ・懲戒処分の基準に関する規程(案)の創設について
 - ・懲罰委員会設置規程(案)の創設について
 - ・育児休業等に関するハラスメントの防止規程(案)の創設について
 - ・経理規程細則(案)の創設について
 - ・資金運用規程(案)の創設について
- ⑤ 平成31年度、法人・施設の職員人事、職員体制(案)について
- ⑥ 定款の変更について
- ⑦ 法人役員（理事・監事）候補者の選任について
- ⑧ 評議員選任・解任委員会、委員の選任について
- ⑨ 平成30年度第3回評議員会の招集について
- ⑩ 理事長、業務執行理事の報告について

- ・ 堺労働基準監督署の立ち入り調査(11月2日)と改善等指摘事項ならびにそれらへの対応について
- ・ 堺市の法人指導監査の受審(11月30日)と改善等指摘事項ならびにそれらへの対応について
- ・ わららか草部の大規模修繕に関する国庫補助申請の結果について
- ・ 送迎車輛の(公財)日本財団への助成申請の結果について
- ・ 株式会社ニッチカとの工事請負契約の締結(1月10日)について(第1号議案関係)
- ・ その他
- ・ 今後の会議等の日程について

2. 評議員会の開催

1) 平成30年度第1回評議員会 — 平成29会計年度にかかる定時評議員会

平成30年6月19日(火)

(主な案件)

- ①平成29年度 法人、施設・事業の事業報告(案)について
法人、施設・事業の収支決算報告(案)について
法人監事による監査結果(5月21日、22日分)の報告について
- ②平成29年度 法人、施設・事業の収支決算にておける社会福祉充実残額の計算及び算定について
- ③その他の審議事項、報告事項について
 - ・ わららか草部の空調設備の更新整備の実施について
 - ・ 地域公益活動の実施について
 - ・ 自立生活援助事業への取り組みについて
 - ・ 運営規程の改正について
 - ・ 法人虐待防止委員会の開催について(4月11日 — 報告)
 - ・ 後援会総会の開催について(5月26日 — 報告)
 - ・ スプリンクラーの設置工事の完了について(府営住宅の4ホーム)
 - ・ 新ショートステイうてなの工事進捗状況の報告と竣工披露について
 - ・ その他

2) 平成30年度第2回評議員会 — 決議を省略する評議員会

評議員会の決議があったとみなされた日 — 平成30年10月6日

(主な案件)

- ①新ショートステイうてなの登記の完了と定款の変更について
- ②報告事項
 - ・ 評議員の退任(8月31日付)の報告と後任者の選任手続きについて

3) 平成30年度第3回評議員会

平成30年3月26日(火)

(主な案件)

- ①平成30年度 法人、施設の最終収支補正予算(案)について
- ②平成31年度 法人、施設の事業計画(案)について

法人、施設の収支予算(案)について

③定款の変更について

④その他の審議事項、報告事項について

- ・ 2019 年度、法人、施設の職員人事、職員体制(案)について
- ・ その他
- ・ 今後の会議等日程について

3. 法人の監事監査の実施

平成 30 年 5 月 21 (月) ~22 日 (火) 10:00~15:00

- ・ 井上監事による監査 (法人・施設の財務、会計、経理等)
- ・ 前田監事による監査 (法人運営、理事会、評議員会の運営、施設・事業所の運営)
- ・ 谷口監事による監査 (各施設、事業所の運営)

事前に事業報告書(案)、収支決算書(案)ならびに法人本部事務局と各事業所毎の管理者による「自己チェック表」を提出し、それらに基いても様々な角度からのご指導ご助言等を得ることができた。

4. 各行政等の実地指導、監査、調査など

1) 利用者の虐待事案に対するヒアリング調査

6 月 21 日 (木)、6 月 27 日 (水) (堺市障害施策推進課虐待対応チーム)「ケアスペースつむぎ」
2 月 25 日 (月)、2 月 26 日 (火) (堺市障害施策推進課虐待対応チーム)「グループホームなんてん」

2) 法人職員の労働条件、処遇等にかかる各種規程の整備等状況調査

7 月 26 日 (木) (大阪労働局)「法人本部事務局」

育児、介護休業規程の直近モデルへの是正、改善等の指導

3) 法人職員の超過勤務の実情とその把握の適否及び超過勤務手当の支払状況調査

11 月 21 日 (水) (堺市労働基準監督署)「ケアスペースつむぎ」

タイムカード上の勤務時間と超勤認定時間との差異の指摘、超勤未払分の遡及しての支払及び今後の職員の労働管理等の適格性の指導。

4) 法人の運営、理事会・評議員会の運営及び法人の財務、経理、会計状況の行政監査

11 月 30 日 (金) (堺市法人指導係)「法人本部事務局」

社会福祉法の改正後初めての行政監査種々の指導や助言。

5) ライフサポートかぎろひの防火管理等に関する立ち入り調査

12 月 6 日 (木) (堺市消防局西消防署)「ライフサポートかぎろひ」

避難訓練等の実施指導。

5. 法人の横断的な各種会議等の実施状況

1) 常任役員会議

理事長と 2 人の常務理事(業務執行理事)による会議。定期性はなく必要時のみの意見調整や方針等の決定。平成 30 年度は次年度にむけた職員人事等経営会議に備える下案作成のみの会合となった。

2) 経営会議

原則月2回の定例会議。理事長と5名の管理職々員（拠点区分管理者）で構成。

日常の法人経営、運営、各施設・事業所の経営、運営等の諸課題を主な協議、検討、決定事項とし、あわせて毎月1回開催の管理者会議に向けた案件の準備、管理者会議で検討、提起された諸課題についての検討、調整、決定等を行った。

3) 管理者会議

経営会議のメンバーに加えて、各事業所の管理者ならびに主任級職員の合計13名で構成、原則月1回、最終の水曜日の夕刻から夜間にかけて実施。会議のテーマは主に経営会議で協議、検討、決定した事項についての連絡、報告、周知、再検討（経営会議で）。各事業所の動向や課題、利用者や家族の状況などについても報告しあい、法人全体の動きや様子など、諸情報の共有化も図った。

4) 各事業所毎の職員会議、その他会議

それぞれの実情に応じた各事業所毎の職員会議その他会議を実施。

5) 法人虐待防止委員会

法人虐待防止規程に従って以下の委員会を開催した。

① 平成30年4月11日（水）定例法人虐待防止委員会

- ・ 苦情解決事業第三者委員会（2月14日）への報告会の報告
- ・ 虐待防止受付担当者会議（3月6日）の報告
- ・ グループホーム「平井ホーム」における虐待事案のその後の報告
- ・ 意見交換

② 6月15日（金）臨時（緊急）法人虐待防止委員会

- ・ ケアスペースつむぎにおける虐待事案の報告と対応について

③ 8月12日（金）臨時法人虐待防止委員会

- ・ 前回委員会以後のケアスペースつむぎ虐待事案の動向の報告
- ・ 堺市の虐待認定結果の報告
- ・ マスコミ報道への対応についての報告
- ・ 意見交換

④ 10月10日（水）定例法人虐待防止委員会

- ・ ケアスペースつむぎ虐待事案のその後についての報告
- ・ 虐待防止受付担当者会議（6月6日、9月12日）の報告
- ・ 意見交換

⑤ 平成31年2月8日（金）臨時（緊急）法人虐待防止委員会

- ・ 通常の構成委員に加えて法人理事、監査も出席
- ・ グループホームなんてんにおける虐待事案の報告と今後の対応について。

6) 虐待防止受付担当者会議

①平成30年6月6日（水）第1回定例会議

- ・グループホーム「平井ホーム」での虐待事案の被害者 M さんについてのカンファレンス
- ・各事業所での疑わしい不適切な言動事例の出し合い
- ・法人虐待防止委員会（4 月 11 日）の報告

②9 月 12 日（水）第 2 回定例会議

- ・臨時（緊急）法人虐待防止委員会（6 月 15 日）と臨時法人虐待防止委員会（8 月 10 日）の報告
- ・ケアスペースつむぎ虐待事案についての各事業所会議における意見の紹介

③12 月 5 日（水）第 3 回定例会議

- ・異性への介助マニュアル作成についての意見交換
- ・各事業所での疑わしい、不適切な言動事例の出し合い

④平成 31 年 3 月 6 日（水）第 4 回定例会議

- ・各事業所での疑わしい、不適切な言動事例の出し合い
- ・グループホームなんてんにおける虐待事案の報告と意見交換

7) 苦情解決事業第三者委員への報告会 平成 31 年 2 月 14 日（木）

平成 30 年度中（4 月～1 月）に各事業所で発生した ヒヤリ・ハット、苦情・要望そして実際に起こってしまった事故・傷病等について各管理者から報告。2 人の第三者委員から様々な助言や指導を受けることができた。これまでの報告会で課題になっていた、特に「事故」の発生について、次年度はそれらの軽減を目的に、年間を通じてその態様等について分析的な立場で臨むことになった。とりあえず堺みなみの転倒事故（31 年度中）の態様に限定して次の報告会までにまとめ報告することになった。2 人の第三者委員については、30 年度は報告会以外にも多くの機会に臨んでいただくことになった。大変なご尽力いただいた一年であった。

8) 日中事業所管理者会議

ケアスペースつむぎにおける虐待事案によって加害職員が退職。もともと人員不足の中でのさらなる欠員となった為、職員の求人を続けつつも当面つむぎへの人的応援が必要となった。このような状況下、他の日中事業所からの応援職員の調整を目的に本会議が設定された（6 月～）。

①6 月 22 日（金）

- ・つむぎにおける虐待事案の報告。
- ・各事業所の現状と課題
- ・意見交換（つむぎ、くるみの樹への職員応援体制の検討）

②7 月 30 日（月）

- ・前回会議からこれまでの経過、課題等の報告
- ・つむぎ、くるみの樹への職員の応援体制についての報告

③8 月 28 日（火）

- ・前回会議からこれまでの経過、課題等の報告
- ・職員体制の状況等
- ・意見交換（職員の休暇取得、フレンズの看護師のくるみの樹への応援体制、求人状況）

④10月2日（火）

- ・ 前回からこれまでの経過、課題の報告
- ・ 職員体制の状況
- ・ 意見交換（通院支援、応援体制の縮小）

⑤11月7日（木）

- ・ 前回からこれまでの経過、課題の報告
- ・ 職員体制の状況
- ・ 意見交換（職員との面談、人事異動）

⑥12月11日（火）

- ・ 前回からこれまでの経過、課題の報告
- ・ 意見交換（フレックスタイム制導入、時間外勤務）

⑦2月7日（木）

- ・ 前回からこれまでの経過、課題の報告
- ・ 職員体制の状況
- ・ 利用者への作業の提供
- ・ 意見交換（超過勤務、職員募集・採用）

ケアスペースつむぎ、くるみの樹の職員体制を課題としてスタートした会議ではあったが、回を重ねるごとにその他の日中事業所の職員体制についても課題になった。これまであまり関心を寄せることのなかった他の事業所の現況や課題をまずは知り、どのように協力し合うことで解決するのか等、ともに考える機会になった。又同じ管理者（主任を含む）として悩みなどを共有できる場にもなった。

職員の応援等で他の事業所の職員が入ることで様々な「目」が入り、不適切な支援の認識や防止のためにも有効であった。

9) 利用調整会議

利用者の新規利用については各事業所がそれぞれに支援学校とのやり取りを行ってきた。そのためかこの数年間は学卒者等の新規受け入れが停滞状況にあった。すでに多数の日中支援事業所が立ち上がっており事業所の選択が十分可能になっていることや、現利用者の高年齢化も進んでいることから、このままの受け入れ体制を継続すれば今後新規利用者の確保が困難になることが予見される。法人として継続的に新規利用者を受け入れ経営の安定化も図ってゆかねばならない。

以上のような目的で日中事業所管理者会議に合わせて本会議を設定したもの。

① 10月2日（火）

- ・ 支援学校等からの見学や実習等についての状況の報告
- ・ 意見交換（つむぎの2階の活用方法の検討、高齢利用者に特化することの見直しも検討）

② 11月7日（水）

- ・ 意見交換（全日中事業所で見学者等の情報を共有できるシート〔電話・見学対応記録の作成〕
- ・ 堺支援学校福祉事業所ポスター展にむけて

法人として1枚のポスターを新たに作成（日中事業所を中心に）

- ③ 12月11日（火）
 - ・新規利用者（わららか草部、2019.4～）について
- ④ 2月7日（木）
 - ・見学者等の状況報告
 - ・泉北支援学校福祉事業所説明会への参加について

10) グループホーム運営会議（グループホーム運営委員会）

法人の各グループホームの現状や課題を共有し、又、入居利用者の諸情報の共有とそれらの情報を関係の事業所やスタッフが生かすべく平成30年度グループホーム運営会議を実施した。会議のメンバーは各日中活動支援事業所の管理者とエリアサポートグループの担当職員。

- ① 第1回運営会議 8月27日（月）
 - ・現入居利用者で本人の心身の状況の変化やその他の事情のためグループホーム異動を検討しなければならない人たちの情報支援と検討。
 - ・旧ショートステイうてなを転用する新グループホームへの入居候補者についての情報交換。
- ② 第2回運営会議 2月28日（木）
 - ・各グループホームの現状（課題を含めて）報告
 - ・緊急に入居が必要な入居者についての状況の確認と入居可能なグループホームについて
 - ・旧ショートステイうてなを転用する新グループホームへの異動を検討する必要がある現入居利用者及び新規入居候補者について現状の確認。

11) 医療職会議

各事業所の医療職員（看護師6名）に堺みなみ. わららか草部の各主任級職員が加わって医療職会議を実施した。

- ① 第1回会議 7月4日（水）
 - ・春季の健康診断のふりかえり、まとめ、今後の課題等
 - ・グループホーム世話人の救急救命講習の実施について
 - ・ノロウイルス対策のマニュアル作成について
- ② 第2回会議 10月10日（水）
 - ・ノロウイルス対策の実際について
 - ・グループホーム入居利用者へのインフルエンザ予防接種について
 - ・熱計表の作成と使用について
 - ・「うららのお店」での緊急時窒息シミュレーション講習の日程調整について
 - ・各事業所での「とろみ剤」の使用と費用の負担状況について
 - ・秋季健康診断の実施について
- ③ 第3回会議 3月27日（水）
 - ・2019年度春季健康診断の実施に向けて
 - ・わららか草部の利用者の入院、手術、退院後の状況等から見える色々な課題について

12) 授産担当者会議

法人内で利用者への「工賃」が発生する4ヶ所の事業所の就労支援担当者が中心になって半年に1回、年2回の授産担当者会議を開催した。

各事業所の状況、情報の共有と作業に関する各様式の統一、各事業所間が共同できること、できないこと、又それらの課題などについて検討した。

① 8月28日(月)

- ・各事業所の作業活動、利用者工賃の現況報告
- ・領収証の発行に際する取り決め等

② 3月5日(月)

- ・各事業所の作業活動、利用者工賃の現況報告
- ・自主製品の開発、受託加工作業の開拓などについて一法人内での共同化の可能性と課題について
- ・取引銀行の合併と対応について
- ・授産(就労支援)会計、及びその決算について

13) 「至心」の編集、発行について(広報委員会—「至心」編集委員会)

3ヶ月毎に発行する法人の広報紙「至心」の編集、発送作業等のため各発行月の前月に編集委員会を開催。内容の充実化と確実な定期発行に努めた。

平成30年度は、No172—4月25日発行、No173—7月25日発行、No174—10月25日発行、No175—1月25日発行

14) 防災・防犯対策会議(防災・防犯対策委員会)

法人内各事業所で選任された職員により年4回の会議を実施した。

9月久しぶりに大型台風が大阪を直撃し当法人の事業所内外に様々な被害をもたらした。又、利用者の家族においては長時間の断水や停電のため一時的に正常な日常生活が阻害されるといったこともあり、今後に向けての防災対策の重要性を改めて認識させられることとなった。又、これまで想定外であった「断水、停電」に対する対策の必要性も会議においては確認されたところである。

各事業所ではそれぞれの実施計画に従って避難訓練や防犯訓練に取り組み会議のたびに報告、交流しあって法人としての一体感を高めた。災害避難時の備蓄食品、飲み物などの定期的な更新も実施。万全の体制の維持に務めた。

① 第1回会議 6月18日(月)

- ・各事業所の防災・防犯訓練の実施状況の確認
- ・新年度における各種マニュアルや計画等の変更点の周知
- ・防犯に関わる安全の確保に関する自主点検表の検討

② 第2回会議 10月22日(月)

- ・各事業所の防災・防犯訓練等の実施状況の確認
- ・台風21号による各事業所の被害状況のまとめと今後の課題の検討

③ 第3回会議 1月22日(火)

- ・各事業所の防災・防犯訓練等の実施状況の確認
- ・台風21号の課題の再考と北海道地震の諸情報について

④ 第4回会議 3月22日(金)

- ・各事業所の防災・防犯訓練等の実施状況の確認
- ・「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保に関する自主点検表」についての考察検討
- ・「社会福祉施設等における災害時福祉支援研修会」の報告

15) 利用者対応マニュアル策定委員会(研修会)

平成28年6月20日を第1回委員会としてスタートした同委員会も30年度は第20回(4月)から第25回(9月)までの会議となった。

原則、毎月第3月曜日の夕刻から夜間にかけての約1時間30分。

毎回10名前後の中堅職員が参加した。

以下30年度の検討内容である。

① 通算20回(4月)

- ・精神障害者の地域生活をめぐる現状と課題等について

② 第21回(5月)

- ・同上と2件の障害者の監禁事件について
- ・障害者の意志決定支援について

③ 第22回(6月)

- ・同上とドキュメンタリー映画「夜明け前」について

④ 第23回(7月)

- ・障害者の意志決定支援のあり方について
- ・ティーチ、ペクス等対人支援、コミュニケーション技術について
- ・リフレクションについて

⑤ 第24回(8月)

- ・厚労省作成の意志決定支援ガイドラインの読み込み

⑥ 第25回(9月)

- ・意志決定支援ガイドラインに関する意見、感想等

16) 法人職員研修(法人職員研修委員会)

年間を通じて、法人各事業所から選任された研修委員が定期的に会合を重ね、その都度の研修効果をチェックすると共に以後の研修企画、立案、連絡調整、さらには研修当日の具体の準備や進行などを担った。平成30年度の法人職員の研修は以下の通り。外部の諸団体・組織等が主催する諸研修にも多数の職員が出席したが、この外部研修への出席状況報告は各事業所の事業報告で報告。なお、研修委員会として、研修対象ステージや法人のキャリアパスとの連動性等を継続して検討しているが、具体的な対応案の設計が容易ではなく、30年度も従前通り、職員の勤続年数や職別、職種等に対応した多様な研修機会と内容を設定して年間の法人職員研修会を計画し実施した(別表①、②のとおり)。

① 各種の研修（研修委員会）

2018年度 法人職員研修年間表

日時	テーマ	研修種別	講師、進行役
5月 9日（水）	今年度の活動内容検討 対象ケースを決め実践報告 をおこなっていく	発達支援を考える会内部	
5月25日（金）	虐待について	トータル	駄田井施設長
7月11日（水）	対象ケースの紹介 ・課題の確認	発達支援を考える会内部	
9月20日（木）	人権について～障害者福祉 との関わりについて」 障友会歴史的ヒストリー	トータル	吉川理事長
10月26日（金）	車の運転・交通安全 について	トータル	西堺警察署 高木様
11月14日（水）	対象ケースの紹介 ・課題の確認	発達支援を考える会内部	
12月4日（火）	成年後見人制度について	スキルアップA	成年後見人 堤様
12月4日（火）	中間管理職における リスクマネジメント	リーダーズ	ルーバーファクトリ 角谷様
1月17日（木）	成年後見制度について	スキルアップB	成年後見人平野様
1月21日（月）	中途採用者対象 障友会理念と利用者支援 について	ビギナーズ	藤原施設長
1月24日（木）	対象ケースの取組報告	発達支援を考える会内部	
1月24日（木）	成年後見制度について	スキルアップB	成年後見人平野様
3月6日（水）	対象ケースの取組報告	発達支援を考える会内部	
3月7日（木）	個別支援計画について	トータル	藤原施設長
3月11日（月）	今後の障友会における課題 グループワーク	リーダーズ	
3月12日（火）	余暇支援について	スキルアップA	五島丸太様
3月12日（火）	高齢化に向けた障友会の 今後について	スキルアップB	吉川理事長
3月19日（火）	高齢化に向けた障友会の 今後について	スキルアップB	吉川理事長

② グループホーム世話人研修（エリアサポートグループの企画と実施）

4月27日（金）	・グループホームでの暮らし	吉川理事長
6月20日（水）	・虐待研修 神戸高齢者虐待防止のためのDVD鑑賞後グループワーク	エリアサポートグループ
8月23日（木）	・虐待研修 法人で発生した虐待事案の報告 ・予防救急 喉つめ時の対応	駄田井施設長 障友会 看護師
11月13日（火）	・障害のある方の権利擁護	堺市健康福祉局 障害福祉部 障害施策推進課 八木様 虐待防止担当 狩谷様

6. 苦情解決事業の実施状況

平成30年度苦情解決事業第三者委員に対して次の4件の相談、訴えなどがあり、公式な苦情解決事業として実施、対応していただいた。

- 1) グループホーム入居利用者への支援のあり方に関する訴え（家族）
- 2) 日中活動支援事業所利用者への支援のあり方に関する訴え（家族）
- 3) 日中活動支援事業所管理者のあり方に関する訴え（2件一匿名）

いずれのケースについても第三者委員のご尽力により解決、改善に向けて前進した。

30年度は法人虐待防止委員会への度重なるご出席なども含め第三者委員には大きなご負担をかける年度となった。

7. 利用者虐待事案発生とそれらへの対応

前年度のグループホーム「平井ホーム」での世話人による利用者への「心理的虐待」トイレのペーパーホルダーにむかでの死骸を張り付けて利用者のペーパーの不適切な使用を抑制しようとした一問題への対応が途上の中、平成30年度にはあらたに2件の「虐待事案」が発生、発覚した。

ひとつは6月に同僚職員から他事業所の管理者に訴えがあつて発覚した「ケアスペースつむぎ」での男性職員による女性利用者への性的、身体的虐待。女性利用者のケース担当者であった男性職員が利用者（車椅子を使用）の身体的な介助の際、長期にわたって胸をさわるという行為を続けていたもの。又、発覚前のある時期は利用者の上着の装飾用のヒモを右腕と車椅子の肘おきに結び付け、一時的に利用者の右腕の自由を制限した、という内容。かねて職員間ではこのことが問題となり、同僚職員が個人的に男性職員に注意をし又、管理者に報告もしていたが、職場全体の問題として、又、虐待問題として適切に対応されないままにその状態が続いていたもの。発覚後は堺市への報告と共に男性職員を自宅待機としこの間法人虐待防止委員会、理事会が開催され事案の検証と共に今後の職場のあり方や支援のあり方などについても協議検討された。

あわせて、加害者である男性職員の就業規則上の処分、不作為をまぬがれない管理者の責任と処分、さらには最後の責任者である法人理事長の処分についても決議された。

7月25日、当法人の虐待防止規程に則り法人の広報誌である「至心」誌上に本件を公表。それが在堺報道機関の着目することとなり、理事長への取材の上新聞紙上に記事として掲載された（8

月2日)。他報道機関もその記事をもとに当方に取材。テレビやラジオで放映、放送されるなど堺市行政をまきこんでの大きな騒ぎに発展した。又、ご家族や関係者に大変なご心配やご迷惑をかけることにもなった。

「公表」のルールはルールとしてそのあり方については十分に慎重を期すべきことであった。

もうひとつは1月の末。これも又、同僚職員の管理部門への報告によって発覚した事案である。グループホーム「なんてん」の女性入居者の世話人による極めて不適切な言動による対応が「虐待」に当たるものであった。

パニック様の不隠行動のある利用者の不隠時に加害世話人が①コップで水をかけて利用者のその場からの離脱をうながしたこと、②自室に入室させようとして動かない利用者利用者の部屋の鍵を外からかけたこと — 部屋に入らなくていいとして — 、③出てゆき — として利用者の荷物を玄関の外に出した、こと等一連の言動が堺市により心理的虐待として認定されたもの。明らかに世話人の感情のままの対応で不適切極まりない言動ではあったが一方、不隠行動の激しい利用者への対応の困難さもかいまみえる事態ではあった。複数職員の宿直体制を敷く「なんてん」ではあったが、その時、複数職員で対応できなかった（しなかった）ことやホーム外の職員の応援を求めず世話人がひとりで対応しようとしたがその結果はからずも虐待言動につながってしまったと言えなくてもない。このことは緊急の法人虐待防止委員会や理事会でも意見として出、また、堺市の指摘の内容でもあった。支援のむづかしい人の不隠時、その対応にどのように複数職員を確保するのか、今後の法人の大きな課題となった。

なお、本件の「公表」は6月の事案への総括をふまえて法人内各機関、会議、職員ならびに各事業所家族会までの報告とした。

法人の理念とは全く相入れない事態がつづいてしまいました。何度ものことで関係者の皆様、とくに利用者の皆様、ご家族に対しては謝罪の言葉も見当たりません。全職員に対し、くり返して、諸事伝えてゆくしかないものですが、あわせて組織的な対応の必要性も見えてきました。慢性的な人材不足の中、どの様に組織を構築できるのか、火急であると共にきわめて重い課題です。

8. 各種の実施事業について

1) 堺みなみ事業の生活介護事業への統合（4月～）

平成29年度末で、堺みなみの「就労継続支援B型事業」を廃止。B型事業の利用者を「生活介護事業」に編入して「多機能型事業所」から「生活介護事業」単一の事業所に転換した。かねて、利用者の高齢化や重度化が進む中での、より適切な支援の提供を目的としたもの。

「生活介護事業」の全利用者の障害支援区分をもとに2グループに分けることによって施設全体の報酬はむしろ改善した。生活介護事業であっても利用者の「働きたい。給与を得たい。」というニーズには従来通りに応えることができているもの。

2) わららか草部の空調設備の更新整備の実施（5月）

経年劣化（初期整備後16年経過）による不備、不調が頻発していた館内の空調設備。

その、早期の更新整備をめざしてわららか草部全体の大規模修繕の国庫補助申請を行っていたが申請多数のためか2年連続不採択となった。そのため自己資金による整備を実施すべく

平成 30 年度に予算化。わららか草部の空調設備はエリア毎に 3 系統あり、当面の 30 年度は最優先すべき利用者にかかわるひとつの系統から着手。夏をむかえる前の工事終了をめざして日程を調整し、5 月には完了した。今後、国庫補助申請とは別建てで残る 2 系統を順次更新整備する予定。

3) 新ショートステイうてなの新築移転と開所（8 月～）

平成 28 年度決算における当法人の社会福祉充実計画のひとつで、29 年度から着工していた新ショートステイうてなの新築移設工事が 7 月に完了。8 月 1 日付で利用定員を 2 名増員（10 名→12 名）して開所した。開所に先立つ 7 月 26 日には竣工式、内覧会を実施。旧うてなに比べて建物が大きく空間的に余裕のあるゆったりとしたショートステイ事業所になった。重症心身障害のある人たちの安全、安心な利用のためのいろいろな配慮も取り入れ浴室には特殊浴槽を設置。リフトも整備した。9 月の台風 21 号による被害（断水や停電）を受けた被害家族の利用者を本ショートステイうてなで受け入れるなど、今までにない新たな役割を担うこともできた。

4) 地域公益活動のとりくみ（9 月～）

社会福祉法の改正に伴い、全ての社会福祉法人の真務とされた地域公益活動の実施。

取り組み内容等について法人職員へのアンケート調査を経て次の 2 種類のとりくみを実施することになった。

- ① 地域の高齢者の引きこもりなどを防止するとともに安価な朝食を提供することを目的に「うららの店」でのモーニングの提供活動。

30 年度は当面月に 2 回午前中のとりくみ。サラダ等をつけたモーニングセットを 100 円で提供する。

- ② 29 年度末までの当法人の地域活動支援センター「遊夢音」の活動を実質的に担っていた「パペット&アーティストファミリー夢のおもちゃ箱」に活動委託し、「遊夢音」でのとりくみの継続を依頼。

市内の病院の小児科病棟に入院する子供たちへの訪問パペットセラピー活動の実施と、「夢のおもちゃ箱」の活動拠点施設でのミニコンサート（地域の住民、障害者などを対象に無料で）の開催。いずれも月 1 回ずつの活動で費用は法人本部拠点区分から充当。

①については、30 年度中は 12 回のとりくみで、1 回毎に 10 名前後の来店があった。

②のミニコンサートについては従来からの継続したとりくみでもあるため、毎回 30 名前後の参加者があり盛況であった。

5) くるみの樹の洗面所の整備の実施（12 月）

車椅子を使用する利用者に変な不便を強いていた洗面所の洗面台の交換工事を実施した。その際未設置であったシャワーの設置も行い洗面所全体の使い勝手を高めたもの。

6) 旧ショートステイうてなのグループホームへの転用のためのわららか草部敷地の分筆及びその登記の実施（1 月）

旧ショートステイうてなのグループホームが通所施設であるわららか草部の敷地内にあるため、

旧うてなのグループホームへの転用ためには旧うてなの敷地と進入路をわららか草部から分筆する必要があるとの堺市の指導に従ってその手続きを実施。隣地地主との境界の確認を経て敷地の分筆が1月に完了。同時に法務局への登記も終えたもの。分筆に伴って建物の住所表記も変更されこの点についても完了した。

7) 旧ショートステイうてなのグループホームへの転用改修工事の開始(3月～)

9月の台風21号による大阪府内各所、各建物等の被害が甚大で、それらの修繕、修復等に府内各建設業者が長期に忙殺。そのため当法人の予定事業(工事)が手続き上の問題も含めて大幅に遅延する結果になった。とくに旧うてなの改修工事は年度またぎの施工となり、年度末の3月になってようやく着工の運びとなった。やむをえないものとはいえ、新しいグループホームの利用を待ちわびる利用者やご家族には大変申し訳ないことである。

8) 新ショートステイうてなならびにライフサポートかぎろひの駐車場、駐輪場、門、フェンス等の

整備の完了(3月)

前記7)と同様の事情により新ショートステイうてなとライフサポートかぎろひの駐車場等各所付帯工事の完成も大幅に遅延し年度末の3月になった。このことにより新ショートステイうてなライフサポートかぎろひ関係の工事等については一区切りついたものである。

9) 送迎用車輛等の更新整備の実施

年度当初の更新整備計画と予算化に従って法人各事業所の送迎車輛等、車輛の更新整備を順次実施した。以下その整備状況である。

○堺みなみ	10月納車	キャラバン	10人乗り
	12月納車	コースター	29人乗り
○わららか草部	10月納車	キャラバン	10人乗り(うち車いす2名)
○デイセンターフレンズ	12月納車	セレナ	6人乗り(うち車いす1名)
○うららのお店	10月納車	キャラバン	10人乗り

10) 自立生活援助事業への対応

平成30年度からの障害者総合支援法によるメニュー事業であった自立生活援助事業について、当法人の30年度の実施予定事業としていたところであったが、実施段階にあつて制度上の様々な制約があること、対象利用者の選定の難しさや、現に2か所の相談支援事業所(うてなとともに)が在宅者の日常的な支援を適切に担っていることなどを勘案し、30年度の実施は見送ることとなった。今後、事業の制度上の推移等を見極めながら実施の可否、可否等を検討するとしたところである。

11) 障害者緊急時対応事業の受託と実施

堺市の安心コールセンター事業の後継事業である本事業を平成30年度も受託して多様な緊急事態に対応することにしてはいたが、結果的に当法人が担ったケースは皆無であった。

市内10法人がとりくむ本事業であるが全体的にも年間を通じて10ケース満たない状況で推

移した。次年度は本事業の当面 3 年目の最終年度に当たるが、発生ケースの稀少さが再来年度の堺市の予算化にどのように影響するのか懸念のあるところである。

なお、当法人の緊急時対応ケースのなさは各日中活動支援事業所ならびに地域生活自立支援センターによる日常的な利用者家族とのコミュニケーションの深さや具体的な支援の結果であろうと考えられ、けだし自費できるものである。

12) 大阪しあわせネットワーク参画法人としてのケース支援（12月～2月）

前年度に次いで平成 30 年度に 2 件目の支援相談を受け、相談ケースに対して適切な支援を提供することができた。12 月に堺市西区保健福祉総合センター援護課及び堺市福祉協議会西区事務所を通じて、ある生活困難者への物品の支援相談がわららか草部に寄せられた。わららか草部のコミュニティーソーシャルワーカーである支援職員の調査等を経て、2 月支援要請のあった物品を現物給付することができた。

13) 障害支援区分認定審査会ならびにサービス管理責任者養成研修会への職員の派遣

堺障害児者施設部会（任意の堺市内障害児者福祉事業団体）の推薦を受けて、平成 30 年度も堺市障害支援区分認定審査会の委員として職員 1 名を派遣した。又、大阪府の委託を受けた 3 団体が実施するサービス管理責任者養成研修会に各団体からの要請、依頼を受けて 4 名の職員をファシリテーターとして派遣した。他にも大阪府社会福祉協議会主催の職員研修会や他施設の職員研修の講師などとして職員を派遣した。さらに関係する各種の団体や組織のそれぞれの運営を担う立場に職員を派遣。一定の役割を果たすことができた。（(15) に加盟、協働団体などの名称を記載）

14) 非常勤職員の無期雇用（期間の定めのない雇用契約）への転換申し込みに対応。（3月）

無期雇用契約への転換要件をみたす非常勤職員の無期雇用への転換申し込みを受け付け、年度末には 22 名の非常勤職員の意向に対応した。全非常勤職員の 171 名のうち 22 名からの転換希望であった。

15) 外部の関係団体、組織への加盟、協働の状況

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| ①全国社会福祉協議会 | 経営者協議会 |
| ②日本セルフセンター協議会 | |
| ③大阪府社会福祉協議会 | 経営部会
セルフ部会
成人施設部会 |
| ④堺市社会福祉協議会 | |
| ⑤ 同上 | 社会福祉施設協議会 |
| ⑥日本知的障害者福祉協会 | |
| ⑦近畿知的障害者福祉協会 | |
| ⑧大阪知的障害者福祉協会 | |
| ⑨大阪知的障害児者生活サポート協会 | |
| ⑩堺障害児者施設部会（パッセネットワーク） | |

- ①堺市相談支援ネット
- ②堺市就業・生活支援センター
- ③よりそいネットおおさか
- ④堺障害フォーラム
- ⑤堺の障害児者の生活の場を考える会
- ⑥トゥギャザー

16) 障友会後援会からのご支援

平成 30 年度も法人各事業所の運営費用の一部として例年のおり多額のご支援をいただきました。利用者の方々の「あたりまえで生きがいのある暮らし」の実現のため有意義に使用させていただきます。毎年のご厚志、まことにありがとうございます。